

7月より申告書審査や行政指導はセンターに

# 税務署の内部事務のセンター化 における納税者側の留意点

それぞれの税務署で行われていた申告書等の入力や、行政指導事務などの内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」が令和3年7月より順次実施される。税務調査などの外部事務に注力するための税務当局の事務効率化を図る施策だが、納税者は還付金の迅速な返還が行われることなどが期待される。「内部事務のセンター化」によって納税者側が何らかの手続きを行う必要はないが、申告書等の送付先が変わるなど細かな変更点もある。

## 内部事務のセンター化で税務署は税務調査や滞納整理に注力

国税庁は、税務署の内部事務の効率化などを図るため、令和3年7月から国税局の組織として「業務センター室（仮称）」を設置する。各税務署で行われていた申告書等の入力や審査、還付金の返還手続き、行政指導事務などの内部事務をセンターに集約することで、それまで内部事務に割かれていた人手を税務調査等の外部事務に注力する（図参照）。同庁によると、内部事務の効率化を図ることで、税務調査や、滞納整理などの外部事務の充実・高度化を行うほか、納税者への還付金の迅速な返還など、将来的には納税者サービスを充実させることも目標としている。今回、センター化の対象となるのは一部の税務署だが、令和8年にはすべての税務署を対象

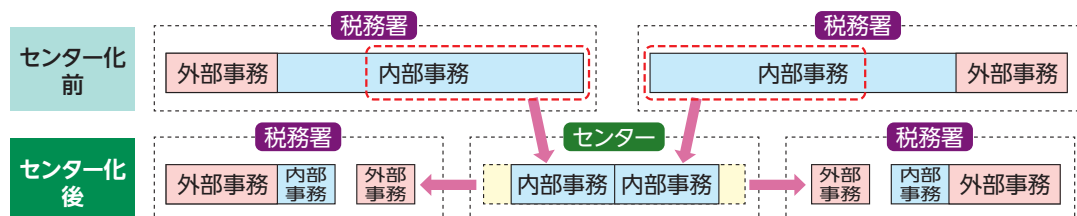
としたセンター化の実施が予定されている（表参照）。

### 納税者側の取扱いに大きな変更なし

気になるのは、センター化による納税者や税理士側の取扱いの変更の有無だ。国税庁は「内部事務のセンター化」は納税者の所轄税務署を変更するものではないため、納税者や税理士が何らかの手続きを行う必要はないとしている。例えば、納税証明書の交付、現金領収、面接による税務相談等の窓口対応は、従来通り所轄税務署で行われる。また、申告書等をe-Tax（データ）により提出する際も、所轄の税務署に送信することとなる。

**郵送で申告書を提出する場合はセンターに**  
留意点としては、申告内容に関する問い合

【図】 センター化のイメージ（組織・体制）



【表】 内部事務のセンター化を実施する税務署

※ 1つの税務署の内部事務を集約して処理するセンター

	開始日	対象署
札幌	令和3年7月12日	札幌中署・浦河署
		函館署・江差署・八雲署
		旭川中署・深川署・名寄署
仙台	令和3年7月12日	仙台北署・仙台中署
		盛岡署・二戸署
		山形署・寒河江署・村山署
関東信越	令和3年7月12日	浦和署・大宮署
		前橋署・沼田署・中之条署
		栃木署・佐野署
東京	令和3年7月12日	小石川署・本郷署・東京上野署・浅草署・本所署・向島署
		渋谷署※
		甲府署・山梨署・大月署・鯉沢署
		芝署※
	武蔵府中署・日野署	
令和3年10月	横浜中署・横浜南署	
令和3年12月	千葉東署・千葉西署	
金沢	令和3年7月12日	金沢署・小松署・松任署
		福井署・大野署
名古屋	令和3年7月12日	名古屋東署・名古屋中署
		清水署・藤枝署
		豊橋署・西尾署・新城署
		津署・松阪署
大阪	令和3年7月12日	大阪福島署・西淀川署・東淀川署・大淀署
		浪速署・東成署・北署
		灘署・長田署・須磨署・神戸署・兵庫署
広島	令和3年7月12日	広島南署・広島西署・吉田署
	岡山東署・西大寺署	
	令和3年10月初旬	出雲署・石見大田署・大東署
高松	令和3年7月12日	高松署・土庄署
		高知署・伊野署
福岡	令和3年7月12日	博多署・福岡署
		門司署・小倉署
熊本	令和3年7月12日	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・山鹿署・宇土署
沖縄	令和3年7月12日	那覇署・北那覇署
		沖縄署・名護署

わせが税務署だけでなくセンターからもくることや、申告書等を郵送で提出する場合は所轄税務署ではなくセンター宛に送る必要があることだろう。なお、本誌の取材によると、

間違っただけで従来通り所轄税務署に郵送したとしても、特に問題はないという。書類は税務署からセンターに送られ、期限内受理の扱いになる。